

(16) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 東伯郡三朝町 個人

乙 倉吉市 企業

丙 東伯郡三朝町 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、甲に損害賠償金6,368円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年4月30日

(2) 事故発生場所

倉吉市円谷町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方丙が、一般国道179号を和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が使用する小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。